

令和8年6月那須塩原市議会定例会議付議事件

議 案 番 号	件 名	主 管
議案第46号	令和8年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）	総務部
議案第47号	大規模災害時における応援に関する協定の締結について	総務部

議案 第46号

令和8年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）

令和8年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和8年6月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第47号

大規模災害時における応援に関する協定の締結について

次のとおり大規模災害時における応援に関する協定を締結したいので、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第3号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- 1 協定の相手方 栃木県及び県内全市町
- 2 協定内容 別紙のとおり

大規模災害時における応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請又は「応急対策職員派遣制度に関する要綱（平成30年3月23日施行）」（以下「国要綱」という。）に基づく応援職員確保調整本部からの対口支援団体の決定の連絡（以下「決定連絡」という。）等により、栃木県（以下「県」という。）と県内市町村が連携して実施する被災市町村への人的支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
 - (2) 大規模災害 震度6弱以上の地震の発生、特別警報の発表等、相当な被害が予想される災害
 - (3) 市町村 「地方自治法（昭和22年法律第67号）」第1条の3第2項に定める普通地方公共団体である市町村及び同条第3項に定める特別地方公共団体である特別区
 - (4) 応援 被災市町村への人的支援
 - (5) 対口支援団体 国要綱に基づき、被災市町村ごとに原則一対一で割り当てられた応援職員を派遣する都道府県又は指定都市
 - (6) 災害マネジメント支援 総括支援チームによる被災市町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市町村における応援ニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じた、被災市町村が行う災害マネジメントの総括的な支援
 - (7) 総括支援チーム 被災市町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市町村の被害状況や応援ニーズ等の把握を行うほか、被災市町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市町村に派遣するチーム
- (応援対象業務)

第3条 応援の対象となる業務の種類は、次のとおりとする。

(1) 主要対象業務

ア 避難所運営業務支援

イ 住家被害認定調査・罹災証明書交付業務支援

ウ 災害マネジメント支援

(2) その他の業務

前号に定めるもののほか、国要綱、その他の公的仕組み等において対象としていない業務についても、業務の緊急性に応じて支援の対象とする。

(緊急対策要員等の派遣)

第4条 県は、県内市町において大規模災害が発生した場合、被災市町における応援ニーズ等を把握するため、「栃木県緊急対策要員設置要綱（平成9年1月10日施行）」に基づき、当該市町に緊急対策要員を派遣する。

2 県及び県内市町は、県外市町村において大規模災害が発生し、応援職員確保調整本部又は対口支援先として割り当てられた被災市町村から要請を受けた場合、応援ニーズ等を把握するため、速やかに当該市町村に総括支援チームを派遣する。ただし、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（令和7年4月1日施行）」（以下「南海トラフ地震アクションプラン」という。）が適用された場合には、県は、国要綱に基づく決定連絡等を待たず、応援ニーズ等を把握するため、速やかに南海トラフ地震アクションプランにおける重点受援県（香川県）に先遣隊を派遣する。

(応援の要請等)

第5条 県内市町への応援は、自らの市町域において対応困難な大規模災害が発生し、応援が必要となった県内市町から、県に対して応援の要請があった場合に行うものとする。

2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく決定連絡等を受けた場合又は南海トラフ地震アクションプランが適用された場合に行うものとする。

(応援の調整)

第6条 前条の応援の要請等があった場合、県は、速やかに県職員の派遣調整を行うとともに、県内市町に応援を依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた県内市町は、応援の可否を県に回答するものと

する。

- 3 前項の規定による回答を受けたときは、県は、とりまとめの上、派遣計画を作成し、その結果を県内市町等に連絡するものとする。

(応援の期間)

第7条 この協定に基づく応援は、原則として大規模災害発生からおおむね1か月を目安とする。ただし、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

- 2 前項の規定により期間を延長する場合は、再度前条の応援の調整を行うものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、緊急対策要員等をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報収集及び総合的な応援の調整等に努めるものとする。

- 2 県は、第5条の応援の要請等があった場合は、被災市町村への応援の実施に努めるものとする。

(市町の役割)

第9条 県内市町は、第6条第1項の規定による依頼があった場合は、被災市町村への応援の実施に努めるものとする。

(応援の経費の負担)

第10条 県内被災市町への応援に要した経費は、「災害時における市町相互応援に関する協定（令和4年2月1日施行）」に基づき、被災市町の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、県内被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費については、被災市町と応援市町との間で協議して定める。
- 3 対口支援団体等として県外被災市町村への応援を実施した場合に要した経費の負担は、国要綱等の定めによるものとする。

(平時の取組)

第11条 県及び県内市町は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から次の取組を行うものとする。

- (1) 応援職員候補者の事前確保及び応援職員候補者を登載した人材リストの作成

- (2) 人材リストに登載された応援職員候補者に対する応援対象業務に関する研修会等の実施
- (3) 派遣に関するルールや情報連絡体制の整理
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な取組

2 前項第1号に定める人材リストに登載する応援職員候補者数については、別に定める。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、県及び県内市町が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

2 前項の規定にかかわらず、南海トラフ地震アクションプランが適用された場合には、この協定に基づく応援を優先するよう努めるものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町がその都度協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この協定は、令和 年 月 日から適用する。この協定の締結は、県内全ての市町長の承諾書をもって証し、協定書を栃木県及び各市町において保有する。